

日 時：平成28年8月8日（月） 午前9時30分～11時30分まで

場 所：松本市役所東庁舎4階 第3委員会室

内 容：第3次松本市環境基本計画の中間見直しについて（協議）
第3次松本市環境基本計画の進行管理について（報告）
松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）の策定について（報告）
松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画の策定について（報告）

出席者：（委員）野見山委員、金沢委員、宮崎委員、宮澤委員、高山（康）委員、田口委員、山田委員、
桐原委員、上條委員、倉澤委員、高村委員、松山委員、村上委員、高橋委員、若狭委員
（事務局）土屋環境部長
〈環境政策課〉三沢課長、百瀬課長補佐、鈴木係長
〈環境保全課〉松田課長、徳永課長補佐
〈環境業務課〉藤井課長、百瀬係長

欠席者：茅野委員、中澤委員、高山（拓）委員、藤森委員、柳沢委員

- 1 開 会 （司会：環境政策課長）
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長あいさつ
- 4 委員及び事務局自己紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 議 事

（会長）それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。まず、次第に基づきまして、7(1)協議事項ア、第3次松本市環境基本計画の中間見直しについて事務局からご説明をお願いいたします。

議題1 第3次松本市環境基本計画の中間見直しについて（環境政策課）

（会長）どうもありがとうございます。今日は、初めての方もおられますので少し補足しますと、松本市総合計画の下位計画に松本市環境基本計画があるわけですが、10年単位の計画で、去年がその5年目の年度にあたるということで、その見直しということと、通常は、先程PDCAサイクルのページが出ていたかと思いますが、これで毎年の進捗を管理するという、これが基本的な必ずやる項目でございます。それ以外に様々な、今日も出てまいりますけれども、再生可能エネルギー地産地消推進計画の策定とか、それぞれの計画の改定なんかも併せて行ったりということと、随所で市長から諮問をいただいて行うこととなります。ですので、その根幹となる一番の環境基本計画の中間見直しというところの話のご説明を賜ったというところでございます。それでは、皆様から何かご意見、ご質疑等ありましたらお願いしたいと思います。

（委員）10年スパンの長期計画になりますので、基本的な柱ですとか基本施策が変更ないということはあるのですが、個別の取組み等の全58項目のうち、この時点で25項目、4割以上が期限を迎えているということになりますので、今後5年間進めていく上では、新たな項目を発掘していくという作業が必要になってくるんですね。今後の予定を見ますと、環境審議会は、ほぼ一発勝負で、10月にやって、パブコメに

なってしまうんですけども、これでは、あまりにも内容を吟味する時間が無いのではないかと思いますんですけども、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。事務局からお願いします。

(環境政策課) 非常にスケジュールがタイトでございます。ですので、提案いたしましてご意見を頂戴して、文章等でのやり取りあるいはファックス等でご意見を頂戴するなどさせていただきたいと思っております。大変申し訳ないと事務局でも思っておりますが、何とか文章でのやり取りで皆様のご意見をできるだけ反映させていきたいと思っております。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) 基本的には、必ず審議会を開けばという話ではないので、いいと思うのですけれども、市でもこんな項目を新たに加えたいとか、具体的な案があるのではないかと思います。もちろん我々も皆さん色々な意見をお持ちだと思うので、こんな項目は入れるべきではないとか、この項目はいらぬのではないかとということが色々あると思うのですけれども、やはり市としての素案というかその辺もほしいような気がするのですが、そういうものは全体のスケジュールの中でうまく入ってくるのでしょうか。

(環境政策課) 会議の資料が委員の皆様のお手元に届くのが常に遅いということで、ご迷惑をおかけしております。次回、10月を予定しておりますが、来月、9月の庁内の会議が終わり次第、速やかに委員の皆様に、市としての考えを提示させていただきたいと考えております。その中で、10月の環境審議会前でもご意見がございましたら頂戴しまして、また、当日の審議会にてご意見を賜りたいと考えております。

(委員) 27年度に終了というのがけっこうありまして、しかもそれを継続していくのか、あるいは、目標数値を変えていくのかとあって、議論をしなければいけないということが、具体的に見てみますとあるんですよ。環境審議会の委員の皆様方の意見を言う機会が非常に少ないという状況なので、その辺のところを、原案が出てきて、それについて意見を言うという形になっている訳ですから、もう少し吸い上げるような方法というのを考えたほうが良いのかなという気がします。実際に、今日いくつか具体的にこの辺はこうするんですかという話は持ってきているのですけれども、それもひっくるめまして、皆さん熱く検討する時間が無い。中間見直しを行うという連絡が来たのについてだけで、ほとんど皆さんできない。

(環境政策課) 本来であれば、小委員会などを開かせていただきまして、もう少し少人数の委員さんでご協議いただくという方法もあるのですけれども、やはり、時間的に厳しい面がございます。恐縮ですが、この後、事務局で検討いたしまして、またお知らせをさせていただきたいと思っております。

(会長) できれば日付単位の予定を組んでいただいて、どの日までに改訂をやって、全委員にその案を提示して、意見をいつまでにいただくとかというようにすると、もう少しクリアになると思いますし、先程委員からご指摘のようにやらなければいけないこと、特に、25項目のうち11項目が中間年で達成してなければならないものが未達成であったりとか、先の読みの中でも、到達し得るものとしにくいものがあると思いますので、その辺、かなりシンプルに議論しなければいけないところもありますので、日付を規定していただいて、前倒しで委員宛てに資料をお渡しして、第3回の協議が中身を伴うものになることを前提で、準備を進めていただくということをお願いしたいと思います。

(環境政策課) 承知いたしました。

(会長) 委員の方々、書誌体で届いていますが、メールをお使いになれない環境の方はおいでになりますでしょうか。その辺も少しお考えいただいて、今1名と今日ご欠席の5名の方のうち、そういう環境にあるとすれば、郵送にするなりして、方法も紙を焼くと資源もかなりかかってしまいますので、メール等のやり取りも少しご検討いただけたらと思います。特に、この点に関して、委員から何かご指摘ありますでしょうか。議論を密にするということに関しましては。

(委員) 私が資料1を見たときに感じたことを申します。非常に長期の見通しをもった計画を検討しておりますので、基本は、西暦記載かと思えます。公文書は、元号が前で西暦が括弧で付くということが大原則なのかと思うのですが、このように長期スパンの議論の場合には、やはり西暦を前に出すくらいの感覚が必要かと思いました。ほかの文書との関係があるでしょうから難しいことも生じるかもしれませんが、できれば、あと何年先かということを入りやすいように工夫いただければと思います。

(会長) これは事務局で全部ご検討いただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

(環境政策課) 先程のスケジュールの関係ですが、文章で表示をしてありまして、非常にわかりにくいと言いますか、スケジュール感が見えないので、審議会が終わりましたらスケジュールを表にして、全体の流れを皆さんにわかるようにさせていただきたいと思えます。それから環境審議会の10月開催につきましても、内容によっては、若干遅らせていただいて、皆さんのご意見を集約ができた段階で開催ということも考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。弾力的に運営いただけるということですね。いかがでしょうか。

(委員) これは印刷し直すわけですね。一つ、ページ数が見えないんですよ。

(会長) 緑に白抜きは見にくいということですね。

(環境政策課) 承知しました。

(会長) 毎回そうなんです、本日ご意見でなかった場合には、後でお気づきのことがあれば、また事務局にお知らせいただくという方法もごございます。メールアドレスも記載いただいたほうが良いかもしれないですね。

いかがでしょうか。そうしましたら非常に大切な議論でございますので、この後でも、もしご意見がありましたら事務局にお寄せいただきまして、それから、日程は、少し弾力的に動かしても、皆さんの議論ができる時間を設けていただくということと、それから、ある程度、案がまとまった時点では、なるべく早期に皆さんに配布いただく、考えていただく時間をお作りいただくということで、事務局もよろしく願います。よろしいでしょうか。そうしましたら、協議事項アにつきましても、以上で締めたいと思えます。続きまして、(2)の報告事項に移りたいと思えます。ア、第3次松本市環境基本計画の進行管理について事務局よりご説明をお願いいたします。

議題2 第3次松本市環境基本計画の進行管理について (環境政策課)

(会長) ありがとうございます。最後のところなんです、差替え資料の105ページ以降のものですが、差替えをした場所というのは、何か示してありますか。どこが変更部分なのかというのは。

(環境政策課) 申し訳ございません。資料中には、お示ししてございません。若干、件数が多くございますので、色をお付けして、会議後にお送りするという形でもよろしいでしょうか。

(会長) これからは、手間を省くために、予め、色が付いているとかアンダーラインを引いておいていただくとか、何か改訂部分が分かれば我々は、その差替え版だけで新たなものは必要ないと思えますので、お願いしたいと思います。それでは、進行管理についてということで、事務局からご説明をいただきましたが、それでは、別紙のところに関しましてご意見、ご質疑などありましたらお願いしたいと思います。

(委員) リサイクル率とそれに関連して家庭ごみの有料化の話をもとめて、この記載方法を検討していくということなので、意見ということで聞いていただきたいのですが、リサイクル率については、毎年問題になっているテーマだと思いますし、あと民間が、結構、回収してしまうということも事実かとは思いますが、この前も議論をしたことがあると思えますが、もちろん民間が回収してしまうということもあると思えますけれども、もう少し分母をきちんと減らしていけば、リサイクル率は上がってくる。そういう意味でも、これは前にもお話ししましたが、本当に全国の同規模の自治体の中でもリサイクル率という

のは大きな差があるんですね。ですから本当に、リサイクル率の低い自治体と全国のトップランナーのところと一体何が違うのか、本当に高いのか、集計方法が違うのか、その辺も含めて、やっぱり要因をきちんと調査するというのも必要なのではないかと思います。リサイクル率自体は、立派な指標なので、簡単に旗を降ろさないでいただきたいなと思います。あと、有料化についても、リサイクル率と関係するんですけれども、やはりごみの総量を減らしていく、そのためのインセンティブとしてのごみの有料化というのは、これは絶対という訳ではありませんけれども一つの有力な手段ですので、これも旗を降ろしてほしくないなというところなんです。もちろん分別に力を入れてというのは、そのとおりだと思うんですけれども、分別ということ自体も有料化ということもインセンティブになっていくという意味合いもあると思いますので、そういった面でも今後、記載方法を見直すということだと思いますけれども、旗だけは降ろさないでいただきたいというのが私の意見です。以上です。

(会長) 事務局からはいかがですか。今のご意見に対して。

(環境業務課) おっしゃられたとおり、安易にリサイクル率の指標を削っていきこうとは思っておりません。全国他都市との関係も、私も比較資料を欲しいと思っていて、ちゃんとした資料はまだできていないのですが、状況とすれば、リサイクル率の高いところと低いところの大きな点がありまして、最終処分場を持っていないという都市は、リサイクル率が高いんです。最終処分場がある都市は低いというデータがあります。東京都でも、例えば、東側の夢の島を持っているところと西側の最終処分場のないところ、ある意味、追い込まれているといいますか、そういう中ではリサイクル率が高いというようなところもあります。また、それと同時に、先程委員がおっしゃられたように、リサイクルになっているものも違います。例えば、生ごみをやっていないところもあれば、生ごみをやっているところもあるとか、そういったところも少し検討させていただいて、私自身もこの資料を作りたいと思っていますので、何らかでお示しできればと考えております。また、有料化につきまして、私自身も減量をするためには、有効なアイテムかと思っております。一度、市として、まずは分別を徹底していくという方針を出した以上、次にもう一回有料化にもっていくなら、それなりの理由が必要になってくるということで、その辺は、私たちも考えていきます。でない、一度決めた方針が、達成されたから有料化していくのかどうかという説明が今後、必要になってくるのかなと考えております。

(会長) ありがとうございます。そうするとリサイクル率は、今回の議論である程度、実際の回答のようなものまで到達できるでしょうか。

(環境業務課) 今回の改訂で、一つの結論が出せればいいなと思いますが、個人的には、先程委員がおっしゃられたように、分母を下げるということが、とても重要なことだと思っております。ただ、先程申しあげましたように、ほかとの比較表を今後、示す中で、松本市の現状をお示しして、皆さんにご意見いただく機会を、できれば10月の前にもご意見をいただく機会が本当はあればいいかなと思っております。松本の場合は、可燃ごみを事業系・家庭系という分け方をしていますが、一般的な事業系と松本の事業系とちょっと違っていて、松本の事業系というのは、ごみステーションに出されていないものが全て事業系なんです。町会が管理しているごみステーションに出されたものが家庭系というくりです。つまり、ステーションに出していないものは、事業系というくりですので、アパート・マンションで、いわゆるステーションに出していないところ、直接、業者とやり取りをしているところのごみは、全て事業系でカウントするんです。そうすると、アパート・マンションを見たときに、おそらく資源ごみは、私たちが見ているずいぶん新聞とか缶とか分別できていると思います。ただ、できていないのがビニール系ですね。容器包装プラスチックは、アパート・マンションの場合、多分可燃ごみと混ざっていることが多い。この秋に私たちはアパート等に調査に入りますが、その辺がたぶん出てくるかなと。そういった時に、長野市と松本市を比べたときに容器包装リサイクル率が非常に違うんです。長野市の方が、カウントが非常に大きい。そこの大きさには、事業系

のカウンターの仕方が長野市と松本市とで全然違って、そういったところも表としてお示しできるかちょっとわからないですが、していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(会長) 民間での収集の例は、分子分母から抜ける点についても、ある程度の回答は、得られますでしょうか。

(環境業務課) それについても、出していきたいと思っております。

(委員) 松本以外の近隣で、ゴミ袋の有料化をやっていないところは。

(環境業務課) 中信地区でやっていないのは、松本だけです。県下でも有料化していないところは少ないと思います。塩尻市と安曇野市でも値段が違うんですね。ほんとは中信全部で同じ値段であれば一番いいんだと思うのですが、違う。特に、安曇野市と松本市では、安曇野市が有料で松本市が有料ではないということになると、ゴミの流れ方も違う。これもこれからやっていくのですが、安曇野の方から可燃ゴミが流れているというきらいもあって、無料なのか有料なのか色々と影響を与えているだろうなということは、私たち現場では、感じています。

(委員) リサイクル率の指標・目標についての質問がございますのでお願いいたします。今、委員もおっしゃったのですが、数値が高いから良いとか低いから悪いとは、一概にこの指標で言い切れないと思います。要するに、各市町村の指標・目標値の物差しが違うものですから、出てきた数字の絶対値だけ比較して、この市町村は良いとかこの市町村は悪いという数値だけ比較することは、極めて不自然で間違った議論であると思うので、ぜひ物差しをきちんと他の市町村と合わせて、松本市が良いのか悪いのか、長野市と松本市と指標・目標値が違うとおっしゃったのですけれども、仮にシミュレーションをして、松本市が長野市と同じ土俵で数値を出したら長野市に比べて良いのか悪いのかという仕事の仕方の評価をしないと、絶対値の数値だけ比べて、良い悪いというのは、非常に間違った判断を誘引する要素を含んでいると思いますので、ぜひ、他の市町村との数字の整合性、もし、数字の整合性ができないのであれば、松本市の数字を他の市町村に当てはめた場合に、どうなるのか、良いのか悪いのか、その辺が客観的な判断ができるような形で、ぜひリサイクル率の指標、数値の進め方をご検討いただきたいと思います。

(環境業務課) できるだけそういうように努力していきたいと思えます。

(委員) 今、リサイクルのことをやっているんですけれども、今、松本の現状のリサイクル率と言うのは、実際の現場でやってみて、うんと高いと思う。ただ、リサイクルされなければいけないものが出るというのは、可燃ゴミの方しかない。可燃ゴミのところか出すのに困って自宅においておくかのこの二つしかないと思いますので、実際の可燃ゴミの中に、リサイクルをしなければいけないもののパーセンテージがどのくらいあるのかというのを、過去のはやっていないからわからないけれども、過去から比べれば、かなり減ってはいると思うんです。それをいかに持ち上げていくかと思えます。

(会長) これ以前、松本市では、環境業務課でゴミを開いていただいて、チェックいただいていたよね。

(環境業務課) 環境部としてやっていました。今年も組成調査をする予定でいますので、その中で、少しは明らかになってくるかなと思います。

(会長) かなり数字は、低くなっていますか。

(環境業務課) 町会ステーションに出すものは、特に低いと思うんですね。ところが、町会ステーションを通らないで、先程言いましたように、直接、業者と契約をしている場合に、どのくらいなのかというところが、ちょっと見えてこないと思っております。

(会長) マンションのゴミを開くという訳にはいかないですね。なかなか難しいですね。ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

(会長) 有料化は、首長の決定で、もう現任期中はこれが変わることはないですよ。

(環境業務課) 先程申しあげましたとおり、有料化を見直すための理由が減量化にまず心血を注ぐんだということですので、その辺をクリアしていかないと次のステップには進みにくいかなと思っております。また、現

状も変化して、新たな現状がでてくるとそういう検討に入るといふこともあると思いますけれども、今のところは、そこまでしか申しあげられないです。

(会長) 環境審議会もかなり、そこを議論した上で、有料化のご意見を出したので、そこが通らなかったのは、悲しいことは悲しいですが、これ以上議論しても仕方がないことかもしれません。ありがとうございます。そのほか、リサイクル率、それから家庭系ごみの有料化については、ご意見賜りましたが、そのほかいかがでしょうか。

(委員) 差替えて示されている資料ですが、いくつかあります。一つは、110ページの第4の柱の最初に鳥獣害防護柵総延長がありますが、これは、今年、1月の雨水被害後に施設被害がかなりあったのではないかと思いますので、そのカウントはどのような形で反映されるのでしょうか。

(環境政策課) 1月末の被害後にいかがであったかというご質問であったかと思いますが、こちら確認をしておりますので、担当部局の方に確認をしてご報告したいと思っております。

(委員) 一旦は、整備されたものが壊れると、カウントを元から直さないといけないのではないかと思いますので質問しました。それから、どういう言葉かなと思ったので、質問しますが、同じページの一番上にあります水道水有効率。有効率と後ろについており、私の頭の中の概念ではうまく出てこなかったのですが。

(環境保全課) 前に水道にいたものですから、わかる範囲でお答えさせていただきます。水道水の基の原水を100%とした場合に、例えば、お金で回収ができた部分とそうでない部分とありまして、そうでない部分につきましては、例えば、漏水で出てしまった分、後は、消防で使った分などがございまして、有効率というのは、基本的には、漏水ではなかった部分という考え方です。

(委員) ありがとうございます。以前からこれは載っていた言葉だと思うのですが、私が見落としをしていたので、改めて教えていただきました。もう一つお願いいたします。111ページの下欄外の文章がちょっと違うのではないかという印象を受けました。特に、一番下の行は、実績値に対してという書き方なんですけれども、平成22年にこれが基準で1.8%増加したということを書いてあるのではないかと思いますので、文章として通りが悪いなという感想です。

(会長) 日本語のということですね。実績値は、平成22年何人で平成25年何人となり、1.8%増加したみたいな、そういう文章がいいだろうという趣旨ですね。

(委員) そうです。

(会長) これは、事務局でご検討いただいて、修正の可否については、ご回答をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(委員) 今、委員がおっしゃったのですが、水道水の有効率。有効率という言葉ですが、これは、松本市独自の言葉なのか、それとも各基礎自治体全てで使っている言葉なのか。もし、松本市独自の言葉であれば、私、先程申しあげたのですが、できるだけ他の市町村と比較検討したり、政策の有望性をするために、松本市独自の言葉は極力排除すべきと考えます。つまり、他の基礎自治体と言葉をいっしょにすべきだと考えています。先程ご回答いただいたのですが、水道水有効率という言葉は、他の基礎自治体でも使っている言葉なのか、それとも松本市独自の言葉なのかでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。

(環境保全課) 有効率は、基本的には水道統計としまして、全国的に集計をして、統計を取っているところの中の数値でございまして、特に、自治体でオリジナルに使っている言葉ではないです。

(委員) そうすると数字だけ比較すると他の基礎自治体と比較検証ができるという、同じ物差しだという理解でよろしいでしょうか。

(環境保全課) はい。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 以前は、普及率という言葉があって、漏水の場合だと水道の管の性能とかにも寄ってしまうのではないですかね。これ有効率でいいんでしょうか。いかがでしょうか。

(環境政策課) こちらも担当部局に確認いたしまして、適正な表記の仕方にしていきたいと思います。

(会長) 漏水しているから、やはり水道管が良くないから、水道管をしっかりとしたものにしなさいという考え方から言うと、環境の数値としては、適切だという。

(委員) そうですね。たいへん必要。

(会長) 普及率よりもむしろこちらの方がいいですかね。

(委員) 部署としては、把握しておかないといけませんね。

(会長) 確認の上、またお願いしたいと思います。

(環境政策課) 今の内容ですが、松本市環境基本計画の98ページの用語集の中の、左の4行目に水道水有効率の説明が書いてありますので、これも参考にさせていただきたいと思いますが、この辺もわかりにくい表現になっておりますので、もう少しわかりやすいような形で、今回の改訂に合わせて用語もしっかりと直していきたいと思っております。

(会長) そのほかいかがでしょうか。

(委員) 外来生物等に関するものなのですが、まずは、別紙1の2ページ目の4-1 6ですが、審議会後の対応状況のところ「公共工事に際し、土砂中に混入する特定外来生物の種子等の確認は困難ですが、～」というのは、まさしく土の中の種を確認することは非常に困難なのですが、持ってくる場所の植生を理解しておくというのは、そんなに困難ではないと思いますので、そこら辺も含めて対応をいただければと思っております。基本計画も改訂されるというところで、これも明記させていただきたいなと思います。情報としてお伝えしておきます。あと国や県の動向を注視というのは、何か受け身になって、市町村が下請け機関のような表現なのですが、そこら辺は下請けも何もないと思いますので、動向を注視するよりは、気づいたら国や県にしっかりと働きかけるといような、そういう姿勢を持っていただきたいと思います。あと、その前の4-1 2ですが、分布を把握するというところで、前回の審議会の時にお願したところがあるのですが、「勉強会を開催し、」というところは、この辺は私も関わり、先日行ったものではないかと思うんですが、そのようなところをしっかりと広げて、調査をいきなりやるというのは難しいと思いますので、数年計画で河川等の分布や河川だけでなく、最近、登山道において、靴や荷物等に種が含まれて、かなり植生が変化してしまっているということもかなり問題になってきていると思いますので、様々なところをうまく効率的に植生の分布調査というのを行うようにさせていただきたいなと思います。それについても基本計画の改訂の中にしっかりと書いていただきたいと思います。

(委員) 4-1の二つなんですけれども、まず、公共事業のことなんですけれども、やはり事業者への指導であるとかガイドラインであるとかというものを具体的に考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。特に、事前にどういった種子が土の中に混ざっているのかは、わからないかもしれないですけれども、事後の調査をするとある意味で分かるということですから、この事後の調査のフォローもひっくるめて、具体的な事業者へのガイドラインみたいなものが必要になってくるのではないかと思います。これは、非常に大きな問題だと思うんですね。船のバラストの問題なんか世界的に決められているように、他地区のものが、大々的に、砂浜なんかは中国とかほかのところから持ってきて砂浜養生したりしていますけれども、とんでもない生物が砂浜に住みつきたいなことが起こっていますので、その辺のところはもう少し具体的に検討したほうがいいかなと思います。それから、その上の部分なんですけれども、松本市は、町会活動が非常に盛んでして、町会による地域の清掃というのは、ほんとにきちっとやられていると思うんですけれども、ほかの地域と比べても、これは私も全国あちこち回りましたからわかるんですけれども、非常にしっかりとやられている。ある意味そういう活動を利用しない手はないと思うんです。やはり、町会への連絡として、やっていただけるかいただけないかは、その町会に任せるにしても、その地域にある外来植物の種類であった

り地域であったり、除去人員というようなものを具体的にご連絡差しあげて、後は、町会の自主的な活動に任せるといったことをきちっとやっていくことによって、かなりの効果が上がるのではないかと思います。その辺もぜひ一つ、ダメ出しみたいになりますけれども、検討をいただきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。委員のおっしゃるように、適切にそれをやるという情報を流すということですね。

(委員) 抽象化しないということです。

(会長) そうですね。事務局は、この辺はご検討いただけますか。

(環境保全課) 町会の活動に関しましては、本当にご尽力をいただいてしっかりとやっていただいていると思います。しかしながら、市の全体がそうなんですけれども、担い手がだいぶ高齢化していく中で、今後、もっと担い手自体を広げていく活動がたいへん必要になってくると思います。河川協の関係では、川をきれいにする会の総会に講師の方に来ていただいて、実際の植生のことの勉強会を行ったりですとか、公民館で行っている植物の勉強会のご案内を町会等に発するというのも始めておりますし、また、今後につきましては、情報提供などの時期については必要なものにしてまいりたいと思います。

(会長) 清掃時期は、春から秋くらいまで結構ありますよね。ぜひお願いします。あとは、先程の公共工事に関しては、むしろ働きかけをしていくということと、事後の調査についてということでご提案を賜りましたが、この辺は事務局いかがでしょうか。

(環境政策課) 公共工事につきましては、建設部と打ち合わせをする中で、そういう方向が出せるのかどうかということも含めまして、今回の改訂の中で、検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員) 今のことに関して質問を述べます。ある意味で緊急時に対応しなければいけない分野なんです。そうしますと、資材等がある空間へ長期に保存してある場合があるので、種子等が混入する可能性があります。先程委員の発言のように、そこの管理までというのはなかなか民間業者に対しての指導はしにくいのではないかと思います。やはり住民が関わってもいいならいいというような何かを持っていないと、どうしてもそこで繁茂して、落下した種子を移動させてしまうということは十分起こり得ることですから、分野的に工夫がいるのかなという気がいたします。緊急に対応するために、どこかにストックしてある資材というのが必ずあるはずでしょうから、その管理が難しいかなという気はいたします。委員が言われたように、施工後、少し関わりを持たせるとか、何か工夫がいるという気がします。

(会長) こういう土砂が一時的に、どこかにストックヤードみたいなものが設けられると本当はいいですね。一定期間あって、そういう外来のものが無いということが確認できたものを新たなところに移動するとかということができれば、事後のものと、それから緊急の対応と、多分二つ合わせ持つことができるでしょうから。後は、建設部との実行可能性の問題も付いてくるかもしれませんので、ぜひその辺もお願い申しあげたいと思います。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(委員) 私も日頃、外来生物について、ちょっと興味があって、地域の公民館の活動の中で細々とやっているんですけど、いつも思うのは、私の近くは、奈良井川なんですけど、非常に特定外来植物、アレチウリとかオオカワヂシャとかたくさんあるんですけど、公民館という部というか、狭い10人くらいの人たちが活動している。それから町会は、町会で年に何回か清掃をする。そういうのは、あるんですけど、どうしてもなかなか横の連携が取れないので、本当に一人や二人の活動では、特定外来生物に関しては、無理なんです。特に、そういう部分では、横の連携をいっしょにやろうという場がほしいということと、特定外来植物をご存知ですかというパンフレットが全戸配布で以前に配布されたことがあるんですけど、私は、大事に見ているんですけど、例えば、オオキンケイギクが庭先に大事に育てられていたりとか、周りでもそういうことが非常に多いんです。例えば、奈良井川の抜き取りしようというところでも、ここは咲き終るま

では残しておいてほしいみたいな声が出たりして、特定外来植物とか生物については、特に、市民の方にも、もっと意識を持ってほしいということを常日頃から感じております。

(会長)ありがとうございます。なかなか情報共有とか、そういうところも難しいこともありますし、あと、一度配布されても、時間が経つと、また忘却の彼方に行ってしまうし、やはり継続的に続けていく必要があるんでしょね。これはまたぜひお願いいたします。

(環境保全課)先程もちよっとお話しいたしましたが、公民館と河川活動のつながりですとか、そういうところは、引き続きやっていただきたいと思えますし、オオキンケイギクがきれいだねとおっしゃる方には、これがあることで、どういうマイナスがあるのかということ、意味合いとしてお伝えするような何か手段ができればいいかなと個人的には思っています。あと、自分自身も町会の活動等で、出は行くんですけども、正直言って、私は、あまり植物のことはよくわからないということもあって、区別がなかなかつかないんですよ。そこのところを、視覚的な形で自分の問題として扱っていただける市民の方をどんな形でいっしょになっていただくかということも吟味していきたいと思えます。ありがとうございます。

(委員)外来種というんですか、今、花とか草とかというところがあるんですが、アカシアも外来種の一つのように聞いております。というのは、今、松くい虫で山の松の木が伐採されてきています。その後、計画的な植生とか、植樹するだとか何とかするだとか、そうじゃなくて、なるがままに放っておくと、みんなアカシアの木になってしまう。それで、聞くところによると、アカシアもちゃんと成長すれば、使えるということも聞くんですが、これは、山の景観とかそういったことを考えたときに、特に、例えばアルプス公園の東側地域ですか。あそこら辺は、こちらの平らの方から見ると、アカシアの山になっちゃったんですね。それってそのまま放つという良いものなのか、景観的にもあまり良いものではないし、確かに松くい虫で、放っておくのもまた困るし、というところで、何かそういったところで、つながりのあるような計画的な、将来的なものも見越した上での計画を立てていくということも大事なかなと思えます。

(委員)今のことでちょっと知見を述べます。一つは、アカシアの蜜を集めておられる養蜂家の人たちから強い反発が出たというように聞いております。それは、たくさんになった分だけ、養蜂家としては、蜜源、蜜を集める一大フィールドだということだと思えるんですけども、それをゼロにするというのは、たいへん大きなハードルではないかと思うんです。もう一つは、牛伏寺の奥が明治時代に山が全部剥げて、それを復旧するために、砂防事業の適正樹種として、北アメリカからニセアカシアを輸入しました。今風に言えば輸入です。当時は、そういうことを一切関係なく、ほとんどがニセアカシアの山になったので、10年ほど前に、それを在来の樹種に替えるというための実験を長野県はやりました。多分、こういうやり方をすればいいだろうという手法は決まっておると思いますが、所有者との関係という、また余計な壁が入りますので、市としては、たいへん取組みにくいのではないかと、勝手なことを申しております。お話のように、地域が所有者も含めて、樹種の変換をするということであれば、手法はほぼ固まっておると私は理解しております。

(会長)なかなか樹種転換は、持ち主と見る人との関係とか、色々難しいところですよ。

(委員)伐採をする時には、だいたい許可を得ている。その時点で、今後の樹木をこういうものにとというような、アドバイスのいうんですか、そういったものを立てて、それで始めるということであれば。後で、できちゃってからどうのこうのって話だと。

(委員)ニセアカシアは、川沿いの河川敷にたいへん繁茂したのは、上流で種が落ちたものが、洪水等の時に氾濫して、生育してしまったということでしょうし、以前は、建設省は、必ず樹木は伐採するという大方針があったんですけども、社会的に自然保護運動の中に入れ込まれて、伐採をやめた途端に、大きな問題に変わってしまいました。あと、それが原因で洪水被害でも起きましたということになると、社会はまた、違った選択をすると思えますけれども、今のところは、一旦、毎年やっていた伐採をやめた結果として、現況があると理解したいと私は思っております。

(会長) 難しい問題、合意形成プロセスの問題もあるでしょうし、またこれは、継続的に必要なところで議論させていただければと思います。それではよろしいでしょうか。

(委員) 今、持ち主というところで、空き地や空き家も多くなって、管理がされているところもあるのですが、なかなか管理が難しく、民地の問題で、そこに勝手に手を付けるというのも、大体はやっちゃえばできるんですけども、なかなか文句等、クレームを言われる場合もあります。住んでいても特定外来種とか勝手に抜いてもいいのかということもありまして、そこら辺も抜きやすい工夫ですとか、何かそういうものであったら抜いていいよとか、近隣の方が処理してもいいよというような、何かガイドラインですとか説明というの、今、非常に必要になっていると思います。

(会長) 空き地は、主要プロセスが数年前にできましたよね。ですので、一步動いてはいると思うんですけども、なかなか難しいところですね。

(環境保全課) 松本市で条例を作りまして、その後、国の方で特措法ができたのですが、その中には、外来生物が中に入っているからというところで、こちらから助言・指導するということは無い訳です。特定外来生物につきましても、外来生物の法律の関係で、強制力がないという以上、今のところ民法に従うしかなくて、その状況ですと、今、外来生物であったら取っていいというようなところで、何かできないかということがあったのですが、基本的には、やはり個人の所有物となっております、憲法第29条なんですが、こちらの方がありまして、今のところ、ちょっと厳しい状況ではあります。ただ、そういうご意見も中には、年に1、2回ですが、いただくことがございまして、その場合は、「外来生物が」ということではなく、まず、空き家・空き地の管理をしていただきたいというところで、条例あるいは特措法の手続きに従いまして、所有者、管理者を特定した上で、相手先と話をしているというのが現状です。以上です。

(会長) ありがとうございます。そうしましたら、ここでまた、もし事後にご意見あるようでしたら事務局にご連絡をお願いしたいと思います。それでは、次に松本市地球温暖化対策実行計画の改訂ということで説明をお願いします。

議題3 松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）の策定について（環境政策課）

(会長) どうもありがとうございます。それでは、今のご説明に質疑、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(会長) パブリックコメントは、0件ですか。それは、ちょっと珍しいですね。総合計画の会議でも環境に関する意見は0でしたね。ちょっとびっくりしましたけれども。これは、ある程度決まったもので、あまり意見を挟みにくいのと、ちょっと目標年度が長いという部分もあるんでしょうか。いかがでしょうか。

(会長) これは、確定に近いというか、これで今日決めますと、このまま印刷に入り、年内を目途にということですか。まだ一週間、二週間くらいの意見はお受けいただけるんでしょうか。

(環境政策課) もう内容についての変更はできませんが、例えば、一番後ろの方の、これには入っておりませんが、元々の冊子に文言の整理みたいなもの、用語解説が入っておりますので、特に、これを加えてほしいとかということであれば対応できるかと思います。

(会長) 別紙に概ね前回、前々回の議論については出ていて、これもクリアしていただいておりますので、もしご意見ないようでしたら、原案で通していただくということではよろしいでしょうか。

(委員) 1981年から2010年の平均値というのが各所に出てくるのですが、気象分野では平年値と言う決まった用語がありますので、西暦のこの時代ならば、1981年から2010年の平均値を平年値という表現で使うという約束事があるのですがどうでしょうかということ。ここでは非常に丁寧に期間と平均値という言葉で書かれてあり、普通はそれで読みやすい、理解しやすいと思います。しかし、片側には気象用語の中の平年値という約束事がありますので、どちらが望ましいかということ。どうでしょうか。

(会長) 随所に出てくるということもありますし、一般の方が対象ですので、今回は原案どおりというのはいかがでしょうか。

(委員) 構いませんが、どこかで一言触れておけば、審議会は理解しているということになるのかなと。

(会長) 一番初めに出てくる部分はどこでしょうか。

(委員) 2 ページの中央のグラフのところに、矢印がついて、30年間の平均気温と書いてあるんですけども、気象用語ではそのことこそが平年値ということになりますので。

(会長) 付け加えるとしたら、ここで注釈を入れるくらいでしょうか。文言の範囲内だと思いますので、事務局と私で一度預からせていただいて、改めて検討し、入れるかどうかはお任せいただければと思います。

(委員) 平年値というのは確かにそのとおりですので、どこかに言葉の説明は必要かと思いますが、平年値は10年ごとに改定されてしまいますので、1981年から2010年までの平均であるということは非常に重要です。いずれの言葉を使うにしても、その期間の統計であることははずせないということだけ。特に温暖化は非常に長期スパンの話なので、どの数値を取っているかというのは非常に重要です。

(会長) その他はよろしいでしょうか。今の件は、こちらの方で預からせていただいてということにしたいと思います。続きまして、報告事項の3つ目ということで、松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

議題4 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画の策定について (環境政策課)

(会長) どうもありがとうございます。それでは、今の事務局からのご説明にご質疑、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。

(委員) この策定の一番の土台は35ページの真ん中にあります、エネルギー・環境イノベーション戦略というものに基づいて、これから開発されるであろう次世代太陽光発電、次世代地熱発電、水素貯蔵技術、次世代蓄電池などの現在では何もないものを土台にして、これらの計画、特に2050年に80パーセントという数字がでてくるというのは、これができるというのが大前提のものであらうと理解します。そうすると、これをもっと最初に「以下に述べる項目は、そういうことに基づいている」ということを明記したほうが、真ん中のページに出てくるよりもよいのではないかと。要は、最初に「以下にまとめたものはエネルギー・環境イノベーション戦略が完成したときに始めて可能なものだ」というような標記の仕方が何か必要ではないかなと感じました。本来ですと、第1回の会議の折にそこまで頭が回転していませんでしたので、今日このような発言をしております。もう一つは、実行計画にも記載されていた項目の中にコジェネレーションシステムであるとか、燃料電池などほぼ確実に実行可能な項目がこの中には太陽光発電から始まる様々な項目には、反映していないとか欠落しているように感じています。何か項目を実行計画にも取り上げられて、イノベーションが無くても実行していくんだということであれば、より確実な方法についても明記する必要があるのではないかと思います。

(会長) この議論は、35ページに記載のあるエネルギー・環境イノベーション戦略の説明のなかで、革新的という言葉が入ることによって、基本的には明確でないことを大前提にやっているものと認識しています。ですので、ある程度同定できないものであるということ認識して議論してきたつもりです。以前は2030年の時点について、それを列挙していましたが、先程の地球温暖化も含めて、列挙や試算の数の積み上げ方式はできないという前提になったと思います。そのような形でやるしかない。国はそれでやっているものですから、我々市町村レベルでそれを書くことは難しいと思いますけれども。

(委員) 同じことを一番冒頭にあれば、読むときに以下はそういうことかとわかるかと思いましたので、意見を申しあげました。

(環境政策課) エネルギー・環境イノベーション戦略については、かなり大雑把な内容でして、具体的な記述があるわけではなく、この技術を伸ばしていくんだという目標でしかないものですので、3ページのなかの再生可能エネルギーに対する日本の動向の中で、気候変動枠組条約第21回締約国会議という文言から始まる部分で、エネルギー・環境イノベーション戦略という言葉を入れておりますが、これも当然念頭において計画をしているということは、この段階で、最初の方では説明しているということになっています。あとは基本方針、導入目標及び導入施策のなかで、記載するというので今回は良いのではないかと。むしろ精度が高まってくるであろう5年後に踏み込んで本計画をブラッシュアップするべきであると考えています。また、もう一つご意見いただいた、コジェネレーション及び燃料電池についてですが、再生可能エネルギーを促す技術ではありますが、再生可能エネルギーそのものではないと。ですので、どちらかという実行計画の方で具体的にどれくらいの目標で進めていくかというのを記載することで計画を整理しております。したがって、コジェネレーションの推進であるとかそういったものについては実行計画の方になるのかなと思っております。あと、燃料電池につきましては、当然蓄エネルギーなどについてはどんどん技術が進んでいくことになると思います。それについては、再生可能エネルギーの計画と整合して進めていく必要があると思いますので、蓄エネルギーに関する基本方針も、例えば31ページに蓄エネルギーということで、研究開発も含めて進めていきたいと思いますというので整理しています。このようななかで、今後狙っていくものと今ある技術をどれだけ普及していくかということ整理したうえで、基本的な広い範囲で使えるものに関しては、実行計画の方で扱うということで整理しております。

(委員) わかりました。

(会長) いかがでしょうか。他にありますでしょうか。

(委員) 35ページの再生可能エネルギーの自給率の目標と言うところですけども、下に表がありまして、上に折れ線グラフが記載されております。表の一番下に米印であるように長野県の再生可能エネルギー自給率は2015年の上方修正値ということで、修正されています。具体的には表の23.4パーセント、41.3パーセントという風になったかと思いますが、上の折れ線グラフには反映されていないと。あと、確認なんですけれども、松本市は、2030年では県の目標値よりも下の20パーセントだけれども、2050年は県の目標値の上をいくんだことで良いかという確認です。

(環境政策課) グラフに関しては、修正させていただきます。また、県との目標値の違いですが、先程からのご指摘とも関連するかと思いますが、再生可能エネルギーの自給率の考え方自体が県と市とは違いますので、単純に2030年は県より下で、2050年は県よりかなり上でという比較をするつもりはあまりないのですが、一応参考としてこの数値を設定したいと考えております。

(会長) その他いかがでしょうか。

(委員) 25ページなんですけれども、下に表がございます。表の下の説明が少し理解できないのですが、最新活動時期が約800年から1200年前という記載がありまして、またその下にも活動時期とあって約600年から800年前という記載があるんですけども、何か違う文字が入るような気もするんですけども、これで宜しいのでしょうか。

(環境政策課) 情報を整理させていただいて、再度ご報告いたします。今、情報を持っていないものですか確認、整理します。

(委員) おそらく、下はワイブル分布から正規分布に入れていて、過去の調査のデータを分布に入れ込むための数値が約600年から800年前で、史実的には約800年から1200年前ということかなと思いますが、もう少しわかりやすく表現していただけたらと思います。

(委員) 先程、委員が指摘されたグラフのところですが、一般論ですと、実績は実線で表現し、将来は破線もしくは点線で記載するのが良いのではないかなと思いますがいかがでしょうか。参考69ページにも同じ図があるんですけども、確定しないものは点線の表現で統一していただきたいと思います。

(環境政策課) ご指摘のとおりだと思いますので、実行計画の方にも同じ図があったかと思いますが、併せて対応していきたいと思います。

(会長) それを考えると、実は図や表の番号もふっていないのですね。最終整理は事務局にお任せするとして、その類のもののご指摘がみなさんあるようでしたら、何分多くのページを要しておりますので、そういう修正があるかもしれません。また、ご指摘いただければと思います。

(会長) 内容に関してはいかがでしょうか。

(会長) そうしましたら、文言の修正等々については事務局で修正をいただくということで、これに関しましては審議を終えたいと思います。どうもありがとうございます。

(会長) それでは、本日ご用意いたしました、協議事項及び報告事項はこれで全て終わりました。その他、事務局からありましたらお願いいたします。

その他 卓上配付資料について (環境政策課)

(1) 第5回学都松本フォーラムについて

8 閉 会